第1章 福岡市の予算と市税収入

1. 福岡市の令和８年度の当初予算（一般会計）

福岡市の令和８年度の一般会計歳入予算は、１兆1,318億円となっています。一般会計とは、子育てや健康福祉など暮らしに関わりの深い事業を進める中心的な会計です。福岡市の令和８年度の一般会計歳入予算に占める市税の割合は、37.7％（4,263億円）で、市税は最も主要な財源となっています。

歳　入
総額1兆1,318億円

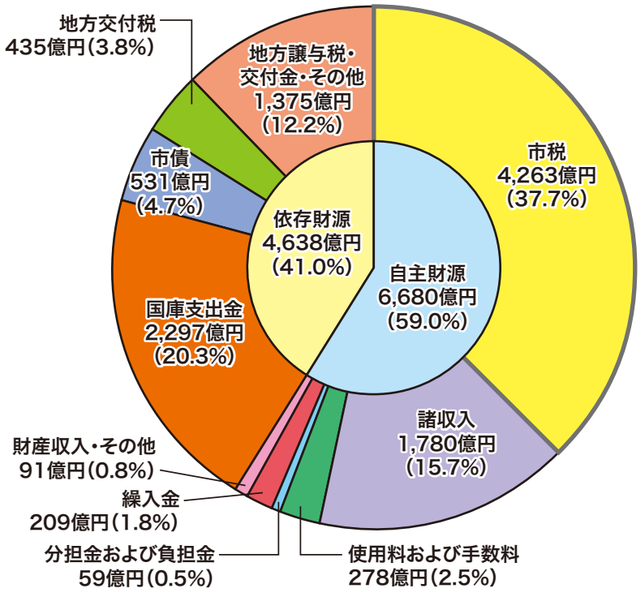

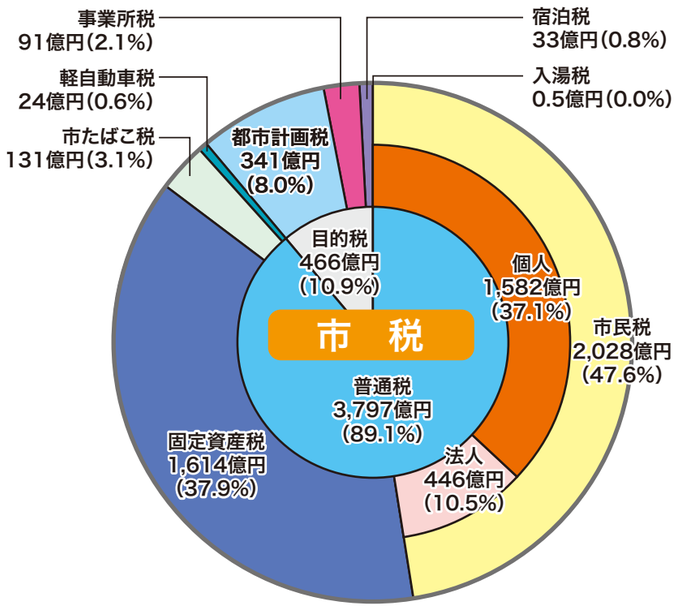

市税
福岡市には、納められた税金の使いみちが特別に決まっておらず、どのような経費にも充てることができる**普通税**と、税金の使いみちが特定されている**目的税**の、**8種類**があります。（P11）

諸収入
他の収入科目に含まれない収入をまとめたものであり、主なものは、貸付金の返済金、宝くじの収益事業収入、預金利子、延滞金等です。宝くじは、都道府県と政令指定都市が共同で発行しており、各都道府県ごとの売上に応じて収益金が福岡県に配分されたあと、福岡市へ交付されます。
宝くじを購入される際は、ぜひ福岡県内でお求めください。

宝くじマスコットキャラクター「クーちゃん」

国庫支出金
国が地方公共団体の特定の事務事業に対して、その事業実施の経費にあてることを条件として、交付する給付金であり、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金に分類されます。

市債
地方公共団体が、公共施設の整備事業などの資金とするために借り入れる財源です。

地方交付税
地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方公共団体に一定の行政サービスを実施するために、国税として徴収した税金を地方公共団体へ交付するものです。

地方譲与税・交付金・その他
国（県）が徴収した特定の税目の税収を一定の基準により地方公共団体に譲与（交付）するものを地方譲与税（交付金）といいます。
福岡市は、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方消費税交付金、軽油引取税交付金などの歳入があります。

自主財源
福岡市が自分の手で確保することができる収入で、市税をはじめとして諸収入や使用料、手数料などが該当します。**市税は福岡市の自主財源の約60％を占めています。**

依存財源
国や県から割り当てられる財源のことで、国庫支出金や地方交付税などが該当します。

歳　出
総額1兆1,318億円

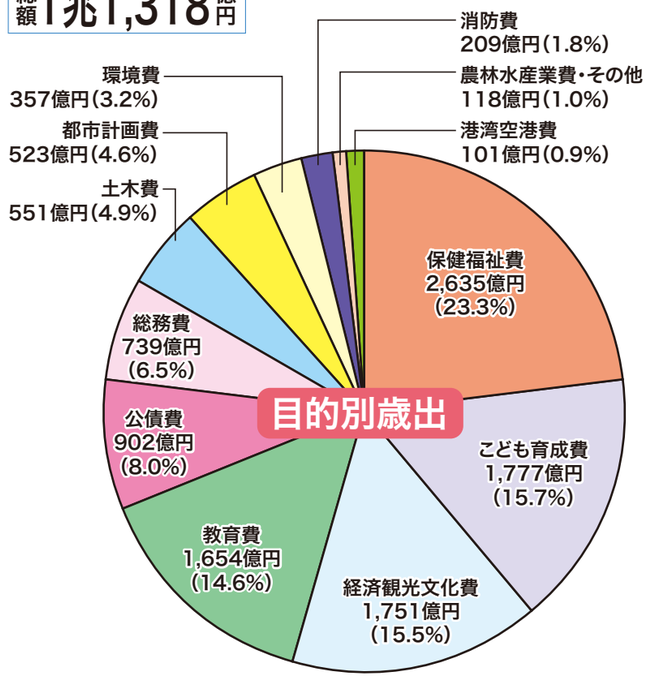

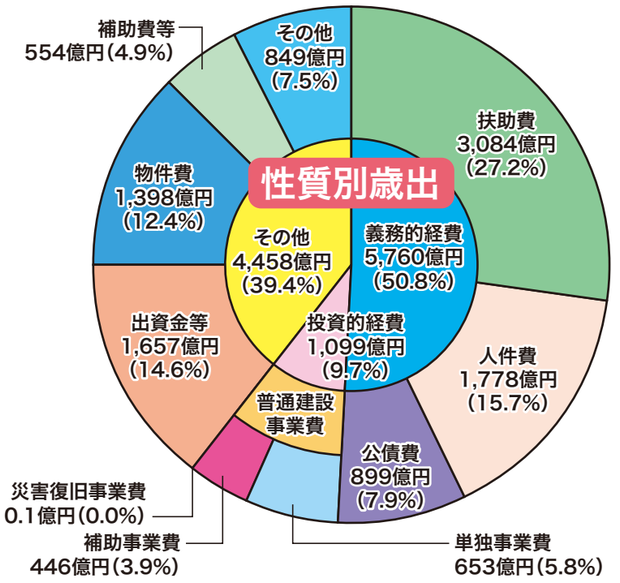

保健福祉費
保健医療や高齢福祉などの社会福祉施策に要する経費

こども育成費
こどもと子育て家庭支援などに要する経費

経済観光文化費
商工業、観光、文化の振興などに要する経費

教育費
市立小中学校などの学校教育、図書館や生涯学習などの社会教育に要する経費

公債費
市立小中学校や市営住宅などの建設財源として借り入れた市債の返済などに要する経費

総務費
コミュニティ活動の支援、市税の賦課徴収や市の一般行政運営に要する経費

土木費
道路、河川、市営住宅などの整備、管理に要する経費

都市計画費
街路、公園、広場や区画整理などの都市施設の整備に要する経費

環境費
ごみ処理費や清掃工場などの生活環境の整備に要する経費

消防費
消防、救急活動に要する経費

農林水産業費・その他
農林水産業の振興などに要する経費、議会費、予備費など

港湾空港費
港や海岸環境、空港等の整備に要する経費

扶助費
生活保護費や保育所などの運営費など

公債費
市債の元金、利子の支払いに要する経費

出資金等
公営企業や外郭団体へ出資する経費など

物件費
庁舎の光熱水費、備品や消耗品の購入費など

補助費等
公営企業や外郭団体、その他各種団体等に対する負担金や補助金など

構成比等は、四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。